

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十八号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「各県立病院」を「県立病院」に改める。

第三条の表本庁庁舎（議会棟並びに地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、奈良国際研修館及び警察本部の用に供する部分を除く。）及びその構内の項中

「、奈良国際研修館」を削り、同表分庁舎（奈良国際研修館の用に供する部分に限る。

）及びその構内の項を削る。

別表中「観光振興課長」を「観光プロモーション課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。